

＝ 連携医療機関さままで以下の在宅管理料を算定されている患者さまが対象となります ＝

- ・ C002 在宅時医学総合管理料
- ・ C002-2 特定施設入居時等医学総合管理料
- ・ C003 在宅がん医療総合診療料
- ・ 在宅療養指導管理料
- （C101 在宅自己注射指導管理料を除く）



入院受け入れの連絡について

- 患者さまにはあらかじめ、緊急時に入院を希望する病院として診療所を通じて届出を行っていただきます。
- 1人の患者さまが複数の医療機関に当該届を行うことはできませんので、お届けの際には十分ご確認ください。
- 事前に在宅医療担当医より登録をいただいている患者さまに対し在宅医療担当医の求めに応じて24時間可能な診療体制を確保します。
- 緊急入院の必要性が生じた場合、原則育和会記念病院で入院治療を行います。やむをえず当院で入院加療が行えない場合は、当院が適切な医療機関をご紹介します。
- 当院は、入院時に在宅患者緊急入院診療加算を算定します。